

規制の多様性と技術

2020年9月28日
慶應義塾大学 大屋雄裕

「じこはおこるさ」(きかんしゃトーマスオールスターズ)

アーキテクチャからナッジへ

ローレンス・レッシング(Lawrence Lessig)と規制手段のモード論

人々の行動を制約する要因=規制手段 regulator

旧シカゴ学派……法の非効率性を主張、市場による代替

新シカゴ学派……アーキテクチャと法、さらに相互関係に注目

規制手段の四つのモード……法・規範・市場・アーキテクチャ

具体例：地下道でホームレスが寝るのを止めさせるためにはどうしたらいいか？

法 刑事罰則の制定、警察力による取締り

規範 説得、共同体的な制裁

市場 代替財の価格操作(宿泊所の価格引き下げ)

アーキテクチャ 「社会生活の「物理的につくられた環境」

行為が選択される環境自体を操作することによるコントロール

アーキテクチャによる規制の特徴

事前規制 行動の可能性自体を、意識されることなく消去してしまう。

だれも知らない違法行為をこっそり処罰する法律は、罰則対象になるふるまいを規制するのには役に立たない。(……)鍵は、鍵がドアをロックしているのを泥棒が知らなくても、泥棒を制約する。

(Lessig1999)

キャス・サンステーン(Cass R. Sunstein, 1954-)とリバタリアン・パターナリズム

選択環境の操作による自由と幸福の両立

ヒューリスティックによる選択の誘導=幸福の保障(パターナリズム)

自己決定の自由の保障(リバタリアニズム)

ヒューリスティック……現実の人間の意思決定過程

継続性への信頼 ……明日も今日と変わらない

無作為の選択の偏り

選択する負担の回避

……デフォルト(既定の選択肢)への偏り

∴ 状況の変化に鈍感、面倒なので同じことを繰り返す etc.

→ 手抜きすると幸福が実現するようにしたら? = ナッジ

法的規制と主体への信頼

法の機能=事後規制から事前規制への転化

①事後の観点:どのように社会的に配分するか

②事前の観点:損害配分を前提にした注意義務

損害を負うことになるであろうという予期

→ 結果回避へのインセンティブ

一つのデフォルト=「泣き寝入り」(被害者負担)

配分制度を人為的に作らない場合 → 社会的反感

過剰規制へとシフトする危険性(後述)



適切な配分制度の構築・社会的合意の形成

eg. 過失責任主義＝故意・過失による責任の基礎付け／無過失免責
ここで「過失」の内容は多分に客観化（予見義務・結果回避義務）

現代技術と法の限界？

人工知能技術の例

①統計的機械学習技術の応用（esp. ディープラーニング）

判断過程の（相対的）ブラックボックス化が発生

人間の判断過程も不透明 ←→ 説明可能性・帰責可能性

開発者・利用者による予測可能性低下 ＝ 予見義務の実効性低下

②ネットワーク化した情報システム

開発者・利用者の指示を遵守？……cf. 牛馬による交通

一定の自律性＋高速化 → 阻止・操作可能性低下 eg. フラッシュ・クラッシュ

＝ 結果回避義務の実効性低下

義務を配分された主体が現実的に注意・結果回避を実現できるか？

過失責任主義の機能不全 → 新たな対応の必要性

懸念すべき問題

過剰な規制

技術進化の抑制・メリットの喪失・規制コストの発生（esp. 人件費）

萎縮効果（chilling effect）……予期による過剰な自粛

特に規制内容が不明確な場合

投資の抑制 → 将来の技術開発・産業発展への機会喪失

ナッジによる解決？

デザインするのは誰か？……正統性問題、予見可能性問題

誤ったデザインに気付き修正することができるのは誰なのか

human-in-the-loop の必要性 ←→ 人間らしい問題発生危険

安全文化の必要性と可能性

議論の枠組

存在するリスク＝保護されるべき法益は何か？

生命・身体 要保護性が高く、被害回復が困難

同意のある財産 リスクの正当化も可能（eg. 投資信託）

実験室の安全 リスクの存在が本質的 → 資格・教育の要求など

解決の可能性は何か？

被害者負担を放置 （許容困難？ パニックによる過剰規制？）

損害分配ルールの形成 eg. 証明責任の転換（製造物責任）

保険による分散 eg. 強制保険（自賠責保険）

無過失責任 eg. 原子力損害賠償法

行為規制 eg. 犯罪化

解決手法の速度と強度は？

遅い： 法規制 — 共同規制 — 自主規制 — 無規制 ：速い

強い： 刑事罰を伴う強制—民事違法—訓示規定—ガイドライン：弱い

cf. 公表など弱い負のサンクション、褒賞など正のサンクションも